

中小企業者向けの設備投資に係る特例税制の比較

	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制	商業等活性化税制
対象資産	生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア特定経営力向上設備等であることが必要であり、A類型またはB類型のいずれかに当てはまるものであることが必要	機械装置、測定工具および検査工具、一定のソフトウェア、普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上)、内航船舶	建物附属設備、器具備品(経営の改善に資するもの)
公的機関の確認・認定の可否	事業分野別の主務大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載されている設備であることが必要 A類型については工業会の証明書、B類型については経済産業局の確認書が必要	不要	不要 ただし、経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導・助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けなければならない
対象事業	指定事業の用に供されたものであることが必要 当該指定事業は中小企業投資促進税制の指定事業と商業等活性化税制の指定事業を合わせたものであり、対象範囲が広い	指定事業の用に供されたものであることが必要	指定事業の用に供されたものであることが必要
最低取得価額要件	あり (資産の種類ごとに定められた最低取得価額以上のものが対象)	あり (ただし、普通貨物自動車、内航船舶についてはなし)	あり
税額控除の内容	特定中小企業者等については取得価額の10%、それ以外の中小企業者等については取得価額の7%	特定中小企業者等についてのみ取得価額の7%	特定中小企業者等についてのみ取得価額の7%
特別償却の内容	即時償却 (特別償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した残額)	取得価額の30%	取得価額の30%
税額控除額の上限	中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制および商業等活性化税制の3つ税制の控除税額の合計額で、当期の所得に対する法人税の20%が上限 (20%を超えて控除しきれなかった額があるときは、1年だけ繰越可)	同左	同左